

1. 法人向け定期保険について

- 法人向け定期保険に関しては、今後、国税庁から、「法人税基本通達の制定について」（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）の改正が公表される見込み。（注：その後、6月28日に公表）
- 今後、仮に、同保険の販売を再開する場合には、ビジネスのあり方について、経営陣で十分な議論を尽くしていただきたい。また、当然のことながら合理的な付加保険料の設定を行う必要があり、当庁としても引き続き、モニタリングをしていく所存。
- 生保協会では、募集現場において、保険本来の趣旨を逸脱する保険加入が行われないよう、
 - ・ 設計書やパンフレット等で同保険が想定している顧客ニーズとの関係、
 - ・ 保険料を損金算入しても課税タイミングが変わるに過ぎず、原則、節税効果はないこと、等について、募集時に代理店や募集人から顧客に対して、分かりやすい説明を徹底させるために、顧客向けの注意喚起文書を作成し、各社へ周知したと聞いている。
- あわせて、生保協会のガイドラインに
 - ・ いわゆる「参考返戻率」（損金算入額累計額に法人税等実効税率を乗じた金額を踏まえて計算した返戻率）については、顧客に誤解を与える可能性があるためパンフレット・チラシ等に記載しないこと、また、顧客から照会を受け説明する場合には、「課税タイミングが変わるに過ぎず、原則、節税効果はない」旨をあわせて説明すること、等の内容を記載する予定と聞いている。（注：その後、7月5日にガイドラインを改定）

- 各社においては、同保険の販売を再開する場合には、こうした内容を踏まえた対応をお願いしたい。

2. 外貨建保険について

- 外貨建保険の新たな募集資料については、銀行等への頒布や研修等の対応が進み、既に一部の銀行窓口では活用が始まったと承知。
- 加えて、生保協会では、同募集資料のガイドライン化や、作成対象商品の拡大等の検討のほか、銀行窓口において投資相談の初期段階で活用されているマネープランガイドに、外貨建保険の商品の仕組みや各種リスクを記載するよう、銀行側へ働きかけを始めていると承知。
- こうした募集資料については、それを作成することも大事だが、その活用が徹底されることが重要。今後とも、より一層の取組みをお願いしたい。
- この外貨建保険の銀行窓販については、国民生活センターに寄せられた苦情の中に、
 - ・ 「すぐにクーリング・オフをした後、外国通貨で返金され、日本円に替えると外貨交換の手数料に加えて、為替差損分の損失が出るという説明があり、納得ができない」といったものがあり、また、ある消費者団体から、「消費者が支払った円貨を返金すべき」との申入れが、生保協会や全国銀行協会になされているものと承知。
- 保険商品に限ることではないが、金融商品の販売においては、商品内容やリスク、手数料などについて、顧客に丁寧で分かりやすい説明を徹底することが重要。この外貨建保険の銀行窓販についても、生保業界と銀行業界とが良く協力して適切な販売態勢を整備されるよう取り組んでいただきたい。

3. 障がい者対応について

- 障がい者に配慮した取組み状況については、昨年に引き続き、先般、生保各社にアンケート調査を実施しており、その結果を6月12日に公表した。
- 生保業界においては障がい者への対応が進んでいるところであるが、視覚障がい者への代読に関して内規を設けず、代読依頼があった場合に、個別判断としている会社もあった。こうした社においては、顧客本位の業務運営の観点から、顧客によって取扱いに差異が生じることのないよう、内規を整備するなどの対応を検討いただきたい。

4. 認知症対応について

- 認知症への対応について、政府においては、施策推進のための様々な検討や取組みを進めているところ。その中で、認知症に関する様々な民間保険の普及に対する期待が高まっている。
- 生保各社においても、認知症の発症に備える商品を開発するなど、様々な取組みを行っているものと承知。引き続き、積極的な取組みをお願いしたい。

(以 上)